

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(防災消防課)	1
○農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認.....	(農地調整課)	1
○土地改良区の役員の就任の届出.....	(土地改良指導課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	1
○土地改良事業計画の計画変更の同意.....	(土地改良指導課)	2
○道営土地改良事業の工事の完了.....	(土地改良指導課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	2
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	2
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	2
○都市計画の変更の決定.....	(都市計画課)	3

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	5
--------------------------------------	---

告 示

北海道告示第826号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
防災対策支援システム機器賃借 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年9月15日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電子計算機株式会社
(2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 随意契約に係る契約金額
月額776,580円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策室防災消防課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第827号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、財団法人北海道農業開発公社から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類は、農政部農地調整課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、比布土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成16年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

就 任 年 月 日	理 事 ・ 監 事 の 別	氏 名	住 所
平成16. 8. 27	監 事	幕 田 厚 司	上川郡比布町北6線13号

北海道告示第829号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年10月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成16. 9. 16	篠津中央土地改良区
同 16. 9. 21	東 和 土 地 改 良 区

北海道告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年5月7日、赤井川村の行う土地改良（落合地区維持管理）事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第831号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
本 別	中山間地域総合整備（農業用排水）	平成16. 3.15
同	同（暗きょ）	同 15.10. 2
同	同（農用地改良保全）	同 12.11.30

北海道告示第832号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
土砂の流出の防備
林道用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

(3) 解 除 の 理 由
- 紋別郡滝上町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
落石の危険の防止
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び滝上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第833号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林

網走市緑町18の67、19の3

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度

次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林

川上郡標茶町字塘路55の2・101・102（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

59、62、95、97、98、99の1、99の2、100

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに網走市役所及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日

道道 岩内洞爺線 虻田郡真狩村字真狩 6 番47地先 (河川敷地) から 平成16.10. 1
虻田郡真狩村字真狩16番13地先 (河川敷地) まで

北海道告示第835号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年10月 1 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 函館圏都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種 別 名	称 起	点 終	点 主 な 経 過 地
自動車 専用道路	1・3・ 1号函 館 新 道	函館市桔梗町	七飯町字藤城
自動車 専用道路	1・3・ 2号上 磯 新 道	函館市桔梗町	上磯町字追分
幹線街路	3・1・ 1号住 吉 広 路	函館市谷地頭町	函館市住吉町
幹線街路	3・1・ 2号豊 川 広 路	函館市豊川町	函館市東川町
幹線街路	3・1・ 3号東 川 広 路	函館市東川町	函館市東川町
幹線街路	3・1・ 4号東 雲 広 路	函館市大手町	函館市東雲町
幹線街路	3・1・ 5号旭 広 路	函館市東雲町	函館市大森町
幹線街路	3・1・ 6号若 松 広 路	函館市若松町	函館市大森町
幹線街路	3・1・ 7号新 川 広 路	函館市海岸町	函館市新川町
幹線街路	3・1・ 8号日 の 出 広 路	函館市時任町	函館市日乃出町
幹線街路	3・1・ 9号堀 川 広 路	函館市堀川町	函館市市場町
幹線街路	3・2・10号基 坂 通	函館市大町	函館市元町
幹線街路	3・2・11号二 十 間 坂 通	函館市豊川町	函館市元町
幹線街路	3・2・12号高 田 屋 通	函館市青柳町	函館市東川町
幹線街路	3・2・13号さ か え 通	函館市東川町	函館市東雲町
幹線街路	3・2・14号広 小 路	函館市東雲町	函館市新川町
幹線街路	3・2・15号八 幡 通	函館市若松町	函館市港町 2 丁目
幹線街路	3・2・16号新 川 1 号 通	函館市千歳町	函館市大森町

幹線街路	3・2・17号新 川 2 号 通	函館市堀川町	函館市宇賀浦町	函館市高盛町
幹線街路	3・2・31号大 野 新 道	函館市港町 1 丁目	大野町字市渡	函館市港町 3 丁目
幹線街路	3・2・75号新 外 環 状 線	上磯町七重浜 8 丁目	函館市古川町	函館市桔梗町、赤川町、 滝沢町
幹線街路	3・2・81号石 川 新 道	函館市昭和 3 丁目	函館市桔梗町	函館市桔梗町
幹線街路	3・3・18号西 部 環 状 線	函館市入舟町	函館市谷地頭町	函館市末広町
幹線街路	3・3・20号放 射 2 号 線	函館市宝来町	函館市赤川町	函館市本町
幹線街路	3・3・21号放 射 3 号 線	函館市若松町	函館市古川町	函館市湯川町 3 丁目
幹線街路	3・3・22号放 射 4 号 線	函館市千歳町	函館市日吉町 4 丁目	函館市金堀町
幹線街路	3・3・23号内 環 状 線	函館市大縄町	函館市乃木町	函館市人見町
幹線街路	3・3・24号中 環 状 線	函館市万代町	函館市湯川町 1 丁目	函館市本町
幹線街路	3・3・25号放 射 5 号 線	函館市万代町	上磯町字富川町	函館市港町 3 丁目
幹線街路	3・3・26号幸 坂 通	函館市弁天町	函館市船見町	函館市弥生町
幹線街路	3・3・27号弥 生 坂 通	函館市大町	函館市船見町	函館市弥生町
幹線街路	3・3・28号中 央 ふ 頭 通	函館市海岸町	函館市海岸町	函館市海岸町
幹線街路	3・3・29号八 幡 坂 通	函館市末広町	函館市元町	函館市元町
幹線街路	3・3・30号銀 座 通	函館市末広町	函館市宝来町	函館市宝来町
幹線街路	3・3・77号空 港 通	函館市高松町	函館市上湯川町	函館市高松町
幹線街路	3・3・301号江 差 通	大野町字市渡	大野町字市渡	大野町字市渡
幹線街路	3・4・19号放 射 1 号 線	函館市末広町	七飯町字桜町	函館市亀田本町
幹線街路	3・4・32号寺 町 通	函館市入舟町	函館市船見町	函館市船見町
幹線街路	3・4・33号西 部 臨 港 通	函館市弁天町	函館市末広町	函館市大町
幹線街路	3・4・34号中 臨 港 通	函館市豊川町	函館市若松町	函館市大手町
幹線街路	3・4・35号表 参 道	函館市谷地頭町	函館市住吉町	函館市谷地頭町
幹線街路	3・4・36号公 園 通	函館市青柳町	函館市五稜郭町	函館市新川町
幹線街路	3・4・37号一 キ 口 通	函館市豊川町	函館市栄町	函館市栄町
幹線街路	3・4・38号旭 森 通	函館市大手町	函館市大森町	函館市大森町
幹線街路	3・4・39号教 育 大 通	函館市千代台町	函館市田家町	函館市白鳥町
幹線街路	3・4・40号鈴 か け 通	函館市日乃出町	函館市本町	函館市市場町
幹線街路	3・4・41号温 泉 通	函館市湯川町 2 丁目	函館市湯川町 3 丁目	函館市湯川町 2 丁目
幹線街路	3・4・42号五 稜 郭 通	函館市浅野町	函館市田家町	函館市大川町
幹線街路	3・4・43号有 川 通	函館市港町 1 丁目	函館市港町 1 丁目	函館市港町 1 丁目
幹線街路	3・4・44号く ろ し お 通	函館市港町 3 丁目	函館市港町 3 丁目	函館市港町 3 丁目
幹線街路	3・4・45号ト ラ ビ ス チ ャ 通	函館市湯川町 3 丁目	函館市西旭岡町 2 丁目	函館市戸倉町
幹線街路	3・4・47号文 教 通	函館市日吉町 1 丁目	函館市戸倉町	函館市高丘町

幹線街路	3・4・48号上湯川団地通	函館市上湯川町	函館市上湯川町	函館市上湯川町
幹線街路	3・4・64号深堀通	函館市深堀町	函館市深堀町	函館市深堀町
幹線街路	3・4・66号日吉中央通	函館市日吉町1丁目	函館市日吉町4丁目	函館市日吉町2丁目
幹線街路	3・4・71号かえで通	函館市西旭岡町1丁目	函館市西旭岡町2丁目	函館市西旭岡町2丁目
幹線街路	3・4・72号マロニエ通	函館市西旭岡町3丁目	函館市西旭岡町3丁目	函館市西旭岡町3丁目
幹線街路	3・4・73号松原通	函館市桔梗町	函館市桔梗町	函館市桔梗町
幹線街路	3・4・74号桔梗駅前通	函館市桔梗町	函館市桔梗町	函館市桔梗町
幹線街路	3・4・76号桔梗南通	函館市桔梗町	函館市石川町	函館市桔梗町
幹線街路	3・4・78号五稜郭駅前通	函館市亀田本町	函館市亀田本町	函館市亀田本町
幹線街路	3・4・79号桔梗石川通	函館市桔梗町	函館市石川町	函館市桔梗町
幹線街路	3・4・80号西桔梗通	函館市西桔梗町	函館市西桔梗町	函館市西桔梗町
幹線街路	3・4・82号臨空工業団地通	函館市東山町	函館市鈴蘭丘町	函館市鈴蘭丘町
幹線街路	3・4・83号桔梗北通	函館市桔梗町	函館市桔梗町	函館市桔梗町
幹線街路	3・4・85号駅前広場北通	函館市若松町	函館市若松町	函館市若松町
幹線街路	3・4・103号本通富岡通	函館市昭和2丁目	函館市本通2丁目	函館市中道1丁目
幹線街路	3・4・104号本通中央通	函館市富岡町3丁目	函館市花園町	函館市本通2丁目
幹線街路	3・4・105号操車場通	函館市亀田港町	函館市西桔梗町	函館市西桔梗町
幹線街路	3・4・106号あけぼの通	上磯町七重浜4丁目	函館市西桔梗町	函館市西桔梗町
幹線街路	3・4・107号桐花通	函館市富岡町2丁目	函館市昭和1丁目	函館市富岡町1丁目
幹線街路	3・4・109号赤川中央通	函館市富岡町2丁目	函館市赤川1丁目	函館市美原1丁目
幹線街路	3・4・111号松見通	函館市人見町	函館市東山3丁目	函館市本通1丁目
幹線街路	3・4・112号本通見晴通	函館市本通2丁目	函館市山の手3丁目	函館市山の手2丁目
幹線街路	3・4・115号東山日吉通	函館市東山2丁目	函館市日吉町3丁目	函館市山の手2丁目
幹線街路	3・4・204号七重浜駅北通	上磯町七重浜3丁目	上磯町七重浜3丁目	上磯町七重浜3丁目
幹線街路	3・4・205号上磯田園通	上磯町字押上	上磯町追分4丁目	上磯町久根別3丁目
幹線街路	3・4・208号久根別駅前通	上磯町久根別2丁目	上磯町久根別2丁目	上磯町久根別2丁目
幹線街路	3・4・209号久根別駅北通	上磯町久根別4丁目	大野町字一本木	上磯町久根別4丁目
幹線街路	3・4・210号清川通	上磯町中央3丁目	上磯町字中野通	上磯町中央2丁目
幹線街路	3・4・212号上磯公園通	上磯町飯生3丁目	上磯町字押上	上磯町常盤3丁目
幹線街路	3・4・213号久根別通	上磯町東浜2丁目	大野町字一本木	上磯町東浜2丁目
幹線街路	3・4・302号大野市街通	大野町字清水川	大野町字市渡	大野町本町
幹線街路	3・4・303号田園通	大野町字向野	大野町字本郷	大野町字向野
幹線街路	3・4・304号本郷中央通	大野町字向野	大野町字本郷	大野町字本郷
幹線街路	3・4・305号白川通	大野町本町	大野町本町	大野町本町
幹線街路	3・4・306号大野橋通	大野町字向野	大野町本町	大野町本町

幹線街路	3・4・401号桔梗川中通	函館市桔梗町	七飯町字大中山	七飯町字大川
幹線街路	3・4・402号大川新通	七飯町字大川	七飯町字大川	七飯町字大川
幹線街路	3・4・403号杜通	七飯町字大中山	七飯町字大中山	七飯町字大中山
幹線街路	3・4・404号中島臨工通	七飯町字大川	七飯町字大中山	七飯町字中島
幹線街路	3・4・405号高台通	七飯町字鳴川町	七飯町字本町	七飯町字鳴川町
幹線街路	3・4・406号本町下通	七飯町字鳴川町	七飯町字桜町	七飯町字本町
幹線街路	3・4・407号緑町通	七飯町字鳴川町	七飯町字飯田町	七飯町字緑町
幹線街路	3・4・408号七飯駅前通	七飯町字本町	七飯町字鳴川町	七飯町字本町
幹線街路	3・4・409号本町中央通	七飯町字飯田町	七飯町字桜町	七飯町字本町
幹線街路	3・4・410号田園通	七飯町字桜町	七飯町字本町	七飯町字本町
幹線街路	3・4・414号静観園通	七飯町字大川	函館市桔梗町	七飯町字大川
幹線街路	3・4・416号鳴川通	七飯町字鳴川町	七飯町字鳴川町	七飯町字鳴川町
幹線街路	3・4・417号鳴川中央通	七飯町字鳴川町	七飯町字鳴川町	七飯町字鳴川町
幹線街路	3・4・418号七飯通	函館市桔梗町	七飯町字峠下	函館市桔梗町、七飯町字大川、字桜町
幹線街路	3・5・59号湯浜通	函館市湯浜町	函館市湯川町2丁目	函館市湯川町1丁目
幹線街路	3・5・61号日吉が丘通	函館市深堀町	函館市滝沢町	函館市花園町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 美唄奈井江都市計画道路に係る事項

(1) 都市計画の種類 道路

(2) 都市計画を定める土地の区域

種別名	称起	点終	点終	主な経過地
幹線街路	3・2・1号大通	美唄市大通西1条南7丁目	奈井江町字奈井江	美唄市大通西1条南7丁目
幹線街路	3・4・2号東明通	美唄市東1条北4丁目	美唄市東明5条1丁目	美唄市東4条北4丁目
幹線街路	3・4・3号栄通	美唄市大通西1条南1丁目	美唄市西4条南2丁目	美唄市西2条南2丁目
幹線街路	3・4・4号翠明通	美唄市字美唄	美唄市東3条南6丁目	美唄市東3条北1丁目
幹線街路	3・4・5号あかしあ通	美唄市西3条北7丁目	美唄市西3条南7丁目	美唄市西3条北1丁目
幹線街路	3・4・6号明治通	美唄市大通西1条南5丁目	美唄市西4条南5丁目	美唄市西3条南5丁目
幹線街路	3・4・7号新川通	美唄市大通西1条北4丁目	美唄市西4条北4丁目	美唄市西3条北4丁目
幹線街路	3・4・8号昭和通	美唄市大通西1条北1丁目	美唄市西4条北1丁目	美唄市西3条北1丁目
幹線街路	3・4・9号旭通	美唄市大通東1条南1丁目	美唄市東明4条1丁目	美唄市東4条南1丁目
幹線街路	3・4・10号東雲通	美唄市大通東1条南4丁目	美唄市東5条南4丁目	美唄市東4条南4丁目
幹線街路	3・4・11号菜の花通	美唄市東5条北11丁目	美唄市東5条南6丁目	美唄市東5条北5丁目
幹線街路	3・4・14号しらかば通	美唄市東1条北7丁目	美唄市東明4条2丁目	美唄市東5条北7丁目

幹線街路 3・4・15号か え で 通 美唄市字美唄 美唄市東7条北1丁目 美唄市東7条北5丁目

幹線街路 3・4・17号三 線 通 美唄市字茶志内 美唄市字茶志内 美唄市字茶志内

幹線街路 3・4・18号すずかけ通 美唄市西1条北7丁目 美唄市西4条北7丁目 美唄市西3条北7丁目

幹線街路 3・4・19号東明公園通 美唄市東明4条3丁目 美唄市東明4条2丁目 美唄市東明4条2丁目

幹線街路 3・4・20号銀 河 通 美唄市大通東1条南3丁目 美唄市東2条南3丁目 美唄市東1条南3丁目

幹線街路 3・3・21号中 央 通 美唄市大通東1条南1丁目 美唄市東1条南1丁目 美唄市東1条南1丁目

区画街路 7・4・1号末 広 東 通 美唄市東1条南1丁目 美唄市東1条南3丁目 美唄市東1条南2丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第141号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

平成16年10月1日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面西警察署の項中

「

発 寒

同 西区発寒6条4丁目1番17号

同 西区発寒1条2丁目から4丁目まで、発寒2条1丁目から5丁目まで、発寒3条1丁目から6丁目まで、発寒4条1丁目から7丁目まで、発寒5条2丁目から8丁目まで、発寒6条3丁目から12丁目まで（6丁目欠）、発寒7条4丁目から12丁目まで（6丁目欠）、発寒8条5丁目から12丁目まで（6丁目及び8丁目欠）、発寒9条9丁目から12丁目まで、発寒10条1丁目から5丁目まで、発寒11条1丁目から4丁目まで、発寒12条1丁目から3丁目まで、発寒13条2丁目から4丁目まで並びに発寒14条及び発寒15条の1丁目から3丁目まで

鉄工団地

同 西区発寒13条5丁目2番39号

同 西区発寒10条6丁目から14丁目まで（7丁目から10丁目まで欠）、発寒11条5丁目から14丁目まで（7丁目から10丁目まで及び13丁目欠）、発寒12条4丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒13条5丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒14条4丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒15条4丁目から14丁目まで（5丁目から11丁目まで欠）、発寒16条1丁目から14丁目まで（5丁目から11丁目まで欠）及び発寒17条3丁目から14丁目まで（5丁目から12丁目まで欠）

西 町

同 西区西町北6丁目1番8号

同 西区西町南1丁目から21丁目まで、西町北1丁目から20丁目まで、西野1条1丁目から9丁目まで、西野2条から西野4条までの1丁目から10丁目まで、西野5条1丁目から10丁目までの一部（市道学田3号線を東西に見通す線以北）、宮の沢1条及び宮の沢2条の1丁目から3丁目まで（ただし、宮の沢2条3丁目は1番から11番まで）、宮の沢3条2丁目から3丁目まで、宮の沢4条3丁目並びに宮の沢の一部（宮の沢以南）

手 稲

同 手稲区手稲本町3条1丁目1番16号

同 手稲区手稲本町1条1丁目から4丁目まで、手稲本町2条1丁目から5丁目まで、手稲本町3条から手稲本町5条までの1丁目から4丁目まで、手稲本町6条3丁目及び4丁目、富丘1条3丁目から7丁目まで、富丘2条から富丘5条までの2丁目から7丁目まで、富丘6条2丁目から4丁目及び7丁目、手稲本町並びに手稲富丘

前 田			同 手稲区 前田5条15丁目8番13号	同 手稲区前田1条10丁目から12丁目まで、前田2条10丁目から13丁目まで、前田3条10丁目、前田4条及び前田5条の9丁目から15丁目まで、前田6条8丁目から16丁目まで、前田7条8丁目から18丁目まで（16丁目欠）、前田8条8丁目から19丁目まで（16丁目欠）、前田9条9丁目から19丁目まで、前田10条9丁目から20丁目まで、前田11条から前田13条までの10丁目、曙1条から曙4条までの1丁目及び2丁目並びに手稲前田					西宮の沢3条1丁目から3丁目まで、西宮の沢4条1丁目から5丁目まで、西宮の沢5条及び西宮の沢6条の1丁目及び2丁目並びに西宮の沢（上富丘川以北）	
手稲山口			同 手稲区 手稲山口86番地	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目並びに手稲山口	稲 積			同 手稲区 新発寒5条6丁目2番8号	同 手稲区前田1条1丁目から10丁目まで（10丁目は軽川以南）前田2条1丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目を欠く。）前田3条3丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目を欠く。）前田4条及び前田5条の4丁目から8丁目まで、前田6条5丁目から7丁目まで、前田7条6丁目及び7丁目、新発寒1条の1丁目から3丁目まで、新発寒2条及び新発寒3条の1丁目から5丁目まで、新発寒4条1丁目から6丁目まで、新発寒5条1丁目から9丁目まで、新発寒6条1丁目から10丁目まで並びに新発寒7条1丁目から11丁目まで	
西 野			同 西区西 野9条4丁目6番37号	同 西区西野6条から8条までの1丁目から10丁目まで、西野9条3丁目から9丁目まで、西野10条6丁目から9丁目まで、西野11条7丁目から9丁目まで、西野12条から14条までの8丁目、西野（市道学田3号線を東西に見とおす線以北を除く。）福井1丁目から10丁目まで、福井、平和1条2丁目から11丁目まで、平和2条1丁目から11丁目まで、平和3条4丁目から10丁目まで、平和及び小別沢	稲 穂			同 手稲区 稲穂3条7丁目6番10号	同 手稲区稲穂1条から稲穂4条までの1丁目から7丁目まで及び手稲稲穂、金山1条及び金山2条の1丁目から4丁目まで、金山3条の1丁目から3丁目まで及び手稲金山、星置南1丁目から4丁目まで並びに手稲星置の一部（JR函館本線以南）	
宮 の 沢			同 手稲区 西宮の沢4条2丁目200番地1	同 西区発寒6条から発寒9条までの13丁目及び14丁目、宮の沢1条4丁目及び5丁目、宮の沢2条3丁目から5丁目まで（ただし、3丁目は、14番から17番まで）、宮の沢3条4丁目及び5丁目、宮の沢4条4丁目及び5丁目、宮の沢の一部（宮の沢川以南を除く上富丘川以南）手稲区富丘3条及び富丘4条の1丁目、西宮の沢1条及び西宮の沢2条1丁目から5丁目まで、	星 置			同 手稲区 星置1条4丁目7番1号	同 手稲区曙1条3丁目、曙2条の3丁目から5丁目まで、曙3条及び曙4条の3丁目、星置1条の1丁目から8丁目まで、星置2条の1丁目から7丁目まで、星置3条の4丁目から7丁目まで、手稲星置270番地から273番地まで並びに手稲星置の一部（JR函館本線以北）	

を
「

発 寒			同 西区発寒 6 条 4 丁目 1 番 17 号	同 西区発寒 1 条 2 丁目から 4 丁目まで、発寒 2 条 1 丁目から 5 丁目まで、発寒 3 条 1 丁目から 6 丁目まで、発寒 4 条 1 丁目から 7 丁目まで、発寒 5 条 2 丁目から 8 丁目まで、発寒 6 条 3 丁目から 14 丁目まで（6 丁目欠）、発寒 7 条 4 丁目から 14 丁目まで（6 丁目欠）、発寒 8 条 5 丁目から 14 丁目まで（6 丁目及び 8 丁目欠）、発寒 9 条 9 丁目から 14 丁目まで、発寒 10 条 1 丁目から 5 丁目まで、発寒 11 条 1 丁目から 4 丁目まで及び発寒 12 条 1 丁目から 3 丁目まで
鉄工団地			同 西区発寒 13 条 5 丁目 2 番 39 号	同 西区発寒 10 条 6 丁目から 14 丁目まで（7 丁目から 10 丁目まで欠）、発寒 11 条 5 丁目から 14 丁目まで（7 丁目から 10 丁目まで及び 13 丁目欠）、発寒 12 条 4 丁目から 14 丁目まで（6 丁目から 10 丁目まで欠）、発寒 13 条 2 丁目から 14 丁目まで（6 丁目から 10 丁目まで欠）、発寒 15 条及び発寒 16 条の 1 丁目から 14 丁目まで（5 丁目から 11 丁目まで欠）及び発寒 17 条 3 丁目から 14 丁目まで（5 丁目から 12 丁目まで欠）
西 町			同 西区西町北 6 丁目 1 番 8 号	同 西区西町南 1 丁目から 21 丁目まで、西町北 1 丁目から 20 丁目まで、西野 1 条 1 丁目から 9 丁目まで、西野 2 条から西野 5 条までの 1 丁目から 10 丁目まで、宮の沢 1 条及び宮の沢 2 条の 1 丁目から 5 丁目まで、宮の沢 3 条 2 丁目から 5 丁目まで、宮の沢 4 条 3 丁目から 5 丁目まで並びに宮の沢

西 野			同 西区西野 9 条 4 丁目 6 番 37 号	同 西区西野 6 条から 8 条までの 1 丁目から 10 丁目まで、西野 9 条 3 丁目から 9 丁目まで、西野 10 条 6 丁目から 9 丁目まで、西野 11 条 7 丁目から 9 丁目まで、西野 12 条から 14 条までの 8 丁目、西野、福井 1 丁目から 10 丁目まで、福井、平和 1 条 2 丁目から 11 丁目まで、平和 2 条 1 丁目から 11 丁目まで、平和 3 条 4 丁目から 10 丁目まで、平和及び小別沢
-----	--	--	--------------------------	--

に改め、同表札幌方面厚別警察署の項の次に次のように加える。

札幌方面 手稲警察署	手 稲		同 手稲区 手稲本町 3 条 1 丁目 1 番 16 号	同 手稲区手稲本町 1 条 1 丁目から 4 丁目まで、手稲本町 2 条 1 丁目から 5 丁目まで、手稲本町 3 条から手稲本町 5 条までの 1 丁目から 4 丁目まで、手稲本町 6 条 3 丁目及び 4 丁目、富丘 1 条 4 丁目から 7 丁目まで、富丘 2 条から富丘 5 条までの 4 丁目から 7 丁目まで、富丘 6 条 4 丁目及び 7 丁目、手稲本町並びに手稲富丘
同	前 田		同 手稲区 前田 5 条 15 丁目 8 番 13 号	同 手稲区前田 1 条 10 丁目から 12 丁目まで（10 丁目は軽川以北）、前田 2 条 10 丁目から 13 丁目まで、前田 3 条 10 丁目、前田 4 条及び前田 5 条の 9 丁目から 15 丁目まで、前田 6 条 8 丁目から 16 丁目まで、前田 7 条 8 丁目から 18 丁目まで（16 丁目欠）、前田 8 条 8 丁目から 19 丁目まで（16 丁目欠）、前田 9 条 9 丁目から 19 丁目まで、前田 10 条 9 丁目から 20 丁目まで、前田 11 条から前田 13 条までの 10 丁目、曙 1 条から曙 4 条までの 1 丁目及び 2 丁目並びに手稲前田
同	手稲山口		同 手稲区 手稲山口 86 番 地	同 手稲区曙 5 条 1 丁目から 5 丁目まで、曙 6 条及び曙 7 条の 1 丁目から 3 丁目まで、曙 8 条から曙 12 条までの 1 丁目及び 2 丁目並びに手稲山口

同	西宮の沢			同 手稲区 西宮の沢4条 2丁目200番 地1	同 手稲区富丘1条3丁目、富丘2条2丁目及び3丁目、富丘3条及び富丘4条の1丁目から3丁目まで、富丘5条及び富丘6条の2丁目及び3丁目、西宮の沢1条及び西宮の沢2条の1丁目から5丁目まで、西宮の沢3条1丁目から3丁目まで、西宮の沢4条1丁目から5丁目まで、西宮の沢5条及び西宮の沢6条の1丁目及び2丁目並びに西宮の沢
同	稲 積			同 手稲区 新発寒5条6 丁目2番8号	同 手稲区前田1条1丁目から10丁目まで（10丁目は軽川以南）前田2条1丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、前田3条3丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、前田4条及び前田5条の4丁目から8丁目まで、前田6条5丁目から7丁目まで、前田7条6丁目及び7丁目、新発寒1条1丁目から3丁目まで、新発寒2条及び新発寒3条の1丁目から5丁目まで、新発寒4条1丁目から6丁目まで、新発寒5条1丁目から9丁目まで、新発寒6条1丁目から10丁目まで並びに新発寒7条1丁目から11丁目まで
同	稲 穂			同 手稲区 稲穂3条7丁 目6番10号	同 手稲区稲穂1条及び稲穂2条の1丁目から8丁目まで、稲穂3条及び稲穂4条の1丁目から7丁目まで、稲穂5条2丁目から7丁目まで、手稲稲穂、金山1条及び金山2条の1丁目から4丁目まで、金山3条1丁目から3丁目まで、手稲金山並びに星置南1丁目から4丁目まで
同	星 置			同 手稲区 星置1条4丁 目7番1号	同 手稲区曙1条3丁目、曙2条3丁目から5丁目まで、曙3条及び曙4条の3丁目、星置1条及び星置2条の1丁目から9丁目まで、星置3条4丁目から9丁目まで及び手稲星置

別表札幌方面北警察署の項中

北二十条			同 北区北 20条西5丁目	を 」
北二十条			同 北区北 20条西5丁目 2番45号	に、 」
花 川 南			同 花川南 5 条 2 丁 目 193番地	同 花川南1条及び南2条の1丁目から6丁目まで、花川南3条1丁目から5丁目まで、花川南4条及び南5条の1丁目から6丁目まで、花川南6条から南9条までの1丁目から5丁目まで、花川南10条1丁目から4丁目まで、新港西1丁目から西3丁目まで、樽川5条から7条までの1丁目から3丁目まで、樽川8条3丁目、樽川9条1丁目から3丁目まで、樽川並びに花川
		石 狩	同 親船町 70番地	同 親船町、親船東1条から3条までの1丁目及び2丁目、本町、仲町、新町、浜町、横町、弁天町、船場町、新港東1丁目から東4丁目まで、志美並びに生振の一部（通称南生振）
		八 幡	同 八幡4 丁目1番地	同 八幡1丁目から4丁目まで、八幡町、緑ヶ原1丁目及び2丁目、若生町、八幡町大曲、八幡町若生、八幡町来札、八幡町俊別、八幡町高岡、八幡町高岡シツプ、八幡町高岡地蔵沢、八幡町五の沢、八幡町シラトカリ、八幡町シツプ、八幡町シツプ中島並びに生振（通称北生振）

を
」

花川南			同 花川南 5条2丁目 193番地	同 花川南1条及び南2条の1丁目から6丁目まで、花川南3条1丁目から5丁目まで、花川南4条及び南5条の1丁目から6丁目まで、花川南6条から南9条までの1丁目から5丁目まで、花川南10条1丁目から4丁目まで、新港西1丁目から3丁目まで、樽川3条から7条までの1丁目から3丁目まで、樽川8条3丁目、樽川9条1丁目から3丁目まで、樽川並びに花川
		石狩	同 親船町 14番地1	同 親船町、親船東1条から3条までの1丁目及び2丁目、本町、仲町、新町、浜町、横町、弁天町、船場町、新港東1丁目から4丁目まで、志美並びに生振
		八幡	同 八幡4 丁目1番地	同 八幡1丁目から5丁目まで、八幡町、緑ヶ原1丁目及び2丁目、若生町、若生、八幡町大曲、八幡町若生、八幡町来札、八幡町俊別、八幡町高岡、八幡町高岡シツプ、八幡町高岡地蔵沢、八幡町五の沢、八幡町シラトカリ、八幡町シツプ、八幡町シツプ中島、北生振並びに美登位

に、

当別			石狩郡当別町 弥生63番地43	石狩郡当別町幸町、未広、弥生、美里、錦町、園生、西町、白樺町、北栄町、春日町、東町、緑町、元町、樺戸町、栄町、下川町、六軒町、対雁、字西小川通、字東小川通、字大川上通、字下川通、字樺戸通、字材木沢、字上当別、字田の沢、字対雁通、字蔵岱、字東裏、字川下通の一部(通称左岸)、字弁華別、字茂平沢、字青山、字青山奥及び字青山奥二番川から四番川まで
----	--	--	--------------------	--

		太美	同 当別町 太美町1483番地	同 当別町太美町、太美南、太美スターライト、当別太、ピトエ、字高岡、字獅子内、獅子内、スウェーデンヒルズ及び字川下通の一部(通称右岸)
--	--	----	--------------------	---

を

当別			石狩郡当別町 弥生53番地43	石狩郡当別町幸町、未広、弥生、美里、錦町、園生、西町、白樺町、北栄町、春日町、東町、緑町、元町、樺戸町、栄町、下川町、六軒町、対雁、字西小川通、字東小川通、字大川上通、字下川通、字樺戸通、字材木沢、字上当別、字田の沢、字対雁通、若葉、蔵岱、字東裏、川下の一部(通称左岸)、字弁華別、字茂平沢、字青山、字青山奥及び字青山奥二番川から四番川まで
		太美	同 当別町 太美町1483番地	同 当別町太美町、太美南、太美スターライト、当別太、ピトエ、字高岡、字獅子内、獅子内、スウェーデンヒルズ及び川下の一部(通称右岸)

に改める。

